

函館の教育のあり方検討協議会 設置要綱

(設置)

第1条 市のまちづくりを担う魅力ある人材の育成を目指す上での中・長期的な教育のあり方について必要な検討等を行い、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に基づく教育の振興のための施策に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）の策定および推進等に資するため、函館市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に、函館の教育のあり方検討協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、その結果を教育委員会に提言、意見または報告する。

- (1) 教育の振興のための施策の方向性に関すること。
- (2) 基本計画の策定および改定に関すること。
- (3) 基本計画の推進およびその評価に関すること。
- (4) その他教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

(委員および任期等)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 各種団体の推薦する者
 - (3) 公募による者
 - (4) その他教育委員会が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長および副会長)

第5条 協議会に、会長および副会長各1人を置く。

- 2 会長および副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、協議会の会議の議長となる。

3 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。

(部会)

第8条 協議会は、第2条の所掌事務を分掌させる必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、教育委員会学校教育部において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。